

令和 5 年度巡回指導の結果概要

(1) 各種手続

- ・様式 6 号（特定技能外国人受入報告）に係る瑕疵（住所地の誤記載、提出事実の確認不可）
- ・雇用契約書に係る瑕疵（サイン・契約日の不記載、就労場所・担当者名の誤記載）
- ・三六協定に係る瑕疵（届出不備、届出先の誤り）
- ・定期面談報告書に係る瑕疵（対象者名の不特定、監督者名の誤記載）

(2) 労務管理

- ・雇用条件書に係る瑕疵（有給休暇付与日数の誤記載、夜間勤務の不記載）
- ・記録監理に係る瑕疵（特別教育・技能講習等の実施記録、労働時間）
- ・給与に係る瑕疵（賃金明細書の日本語表記、給与支払事実の証拠不十分）
- ・有休休暇に係る瑕疵（使用可能日数の不明示）

(3) 安全衛生

- ・転落・転倒の危険性（転落防止措置や足場・手すりの不設置、高い脚立の使用、隙間等）
- ・作業時の対策不備（防塵マスク等の不着用）
- ・特殊健康診断の実施結果の確認不可